

生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む）

令和 3 年 6 月 日

（名称）秋田県生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
秋田県生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
本県の地域公共交通を取り巻く環境は、自家用車の普及とその後の人口減少により、昭和 44 年をピークに利用者の減少が続き、令和元年度はピーク時の約 10% となっている。更に、令和 2 年度はコロナ禍の影響により前年度より 2 割程度利用者が減っている。一方で、近年では高齢者の運転による重大な交通事故の増加を契機として、免許返納をした高齢者の生活の足の確保が求められている。 こうした中、県内では地域の実情に即した効率的な路線の再編を進めているが、生活圏は広域化しており、住民の移動需要を満足するためには、幹線的路線の維持・確保が重要であり、国、地方公共団体、事業者、地域住民が一体となってこれを支えていく必要がある。 今回、地域間幹線系統確保維持計画を策定した 20 路線は、県内における広域的・幹線的路線であり、地域の住民にとって通勤、小・中・高等学校への通学、通院や買い物など生活をする上で欠くことのできない路線となっており、引き続き維持・確保に努めるとともに、支線的なバス路線や鉄道等との接続により、利便性の高い公共交通網を構築することとする。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
地域間幹線バス系統の収支率について、令和 2 補助年度より 1% 改善する。
（2）事業の効果
地域公共交通の利用促進につながる取組や利便性の向上、効率的な運行にバス事業者とともに取り組むことにより、輸送人員を維持してバス事業者の運送収入の確保と経常収支率の改善を図ることで、地域住民の生活の足の維持・確保につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
① 割引き乗車券の利用拡大（事業者、沿線自治体） ② ICT 技術の導入等によるサービス向上（事業者、協議会） ③ モビリティマネジメント等の推進（事業者、沿線自治体） ④ 観光需要の取り込み（事業者、沿線自治体） ⑤ 貨物事業者との協働による貨客混載の実施（事業者） ⑥ 運行ダイヤの見直しや路線再編の検討（事業者、沿線自治体）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付。 また、運行予定者は、公募に応じたバス事業者を選定。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・ 秋北バス株式会社（以下「秋北バス」） ・ 秋田中央交通株式会社（以下「秋田中央交通」） ・ 羽後交通株式会社（以下「羽後交通」） ・ 秋田中央トランスポート株式会社（以下「秋田中央トランスポート」）
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
八郎潟町
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別紙のとおり
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

本県のバス事業者各社が保有する車両は老朽化が著しく、平成３０年度に車両を取得した羽後交通の平均車齢は 18.8（R2.9.30 現在）と修繕費が年々増加していた。また、当該路線は病院への通院者や高齢者の利用が多く、バリアフリー対応をはじめ、利便性の向上が強く求められていた。こうしたことから、経費の節減及び利便性の向上を図るため、ノンステップ車両を導入したものである。	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
（１）事業の目標	
バリアフリー対応のノンステップバスを導入し、通院者及び高齢者等の需要を取り込む。	
（２）事業の効果	
（１）により、当該系統の輸送人員について、令和元補助年度実績値の 98% を維持する。	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
別紙のとおり	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和 3 年 5 月 20 日 秋田県地域公共交通活性化協議会県北地域部会 秋北バス管内の運行計画及び各系統における利用促進に関する取組等について ・ 令和 3 年 5 月 24 日 秋田県地域公共交通活性化協議会中央地域部会 秋田中央交通及び秋田中央トランスポート管内の運行計画及び各系統における利用促進に関する取組等について ・ 令和 3 年 5 月 26 日 秋田県地域公共交通活性化協議会県南・由利地域部会 羽後交通管内の運行計画及び各系統における利用促進に関する取組等について ・ 令和 3 年 6 月 8 日 秋田県地域公共交通活性化協議会 令和 4 年度生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）について 【主な意見】 ・ 五明光線が廃止となり、能代と八竜を結ぶ幹線と三種町内をまわる支線に再編され、善戦している。一方で、真名子線等はかなり苦勞しており、今後、課題となるのではないかと（県北地域部会） ・ 一日乗り放題券が、営業所でなければ購入できず不便である。（中央地域部会）	

